

普通預金

令和3年4月1日現在

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入となります。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用します。） ・年2回（2月、8月）の所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	・個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は税金がかかりません） ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあつては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。詳しくは、「預一③—手数料 CD・ATM利用手数料一覧表（別表①）」をご参照ください。 ・この預金は、最後のお預入れまたは払戻し（お利息の元本組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座としてお取扱いします。 ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただき、一定期間（約3カ月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 ・次の場合は未利用口座の対象外です。 イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. 同一店舗（同一のお客様番号）で他に定期性預金、投資信託、国債、保険、出資金等のお取引がある場合 ハ. 同一店舗（同一のお客様番号）でお借入れがある場合 ・残高が未利用口座管理手数料未済の場合は、お客様の口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。 ・対象となる口座は、令和3年4月1日以降に新規開設された普通預金口座（総合口座を含み、決済用普通預金は除きます。）に適用されます。 ※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
9. 付加できる 特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます。 ・個人の場合は、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	—
11. 金利情報の 入手方法	・金利は、店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（平日9時～17時、フリーダイヤル：0120-858-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫の営業日に、営業店及び総務部、または全国しんきん相談所（平日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考と なる事項	・公共料金等の自動支払い及び給与、年金、配当金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）



鹿沼相互信用金庫